

議案第 86 号

瑞穂町組織条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 12 月 1 日

提出者 瑞穂町長 杉浦裕之

(提案理由)

組織を変更するため、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町組織条例の一部を改正する条例

瑞穂町組織条例（平成 20 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表住民部の項の次に次のように加える。

協働推進部

第 2 条の表住民部の項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、同項の次に次のように加える。

協働推進部

- (1) 住民や各種団体等との協働に関すること。
- (2) 平和事業、人権擁護及び男女共同参画に関すること。
- (3) 災害対策、防犯及び交通安全に関すること。
- (4) 産業振興に関すること。

(5) 観光振興及びシティプロモーションに関すること。

第2条の表都市整備部の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(瑞穂町地域農政推進協議会条例の一部改正)

2 瑞穂町地域農政推進協議会条例(令和2年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第10条中「都市整備部」を「協働推進部」に改める。

(瑞穂町商工業振興推進協議会条例の一部改正)

3 瑞穂町商工業振興推進協議会条例(令和2年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第9条中「都市整備部」を「協働推進部」に改める。

瑞穂町組織条例 新旧対照表

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、瑞穂町に次の部を置く。</p> <p>企画部 住民部 <u>協働推進部</u> 福祉部 都市整備部</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>企画部 略 住民部</p> <p>(1)戸籍及び住民基本台帳に関すること。 (2)国民健康保険、後期高齢者医療制度及び国民年金に関すること。 (3)税務に関すること。</p> <p><u>(4)環境及び公害に関すること。</u></p> <p><u>協働推進部</u></p> <p><u>(1)住民や各種団体等との協働に関すること。</u> <u>(2)平和事業、人権擁護及び男女共同参画に関すること。</u> <u>(3)災害対策、防犯及び交通安全に関すること。</u> <u>(4)産業振興に関すること。</u> <u>(5)観光振興及びシティプロモーションに関すること。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、瑞穂町に次の部を置く。</p> <p>企画部 住民部</p> <p>福祉部 都市整備部</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>企画部 略 住民部</p> <p>(1)戸籍及び住民基本台帳に関すること。 (2)国民健康保険、後期高齢者医療制度及び国民年金に関すること。 (3)税務に関すること。 <u>(4)防災、防犯及び交通安全に関すること。</u> <u>(5)環境及び公害に関すること。</u></p>

福祉部 略

都市整備部

- (1)道路その他一般土木に関すること。
- (2)公園及び緑地に関すること。
- (3)都市計画に関すること。
- (4)下水道に関すること。

第3条 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
(瑞穂町地域農政推進協議会条例の一部改正)
- 2 瑞穂町地域農政推進協議会条例(令和2年条例第1号)の一部を次のように改正する。
第10条中「都市整備部」を「協働推進部」に改める。
(瑞穂町商工業振興推進協議会条例の一部改正)
- 3 瑞穂町商工業振興推進協議会条例(令和2年条例第2号)の一部を次のように改正する。
第9条中「都市整備部」を「協働推進部」に改める。

福祉部 略

都市整備部

- (1)産業振興に関すること。
- (2)道路その他一般土木に関すること。
- (3)公園及び緑地に関すること。
- (4)都市計画に関すること。
- (5)下水道に関すること。

第3条 略

附則第2項による改正

瑞穂町地域農政推進協議会条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第9条 略 (庶務)</p> <p>第10条 協議会の庶務は、<u>協働推進部</u>において処理する。</p> <p>第11条及び第12条 略</p>	<p>第1条から第9条 略 (庶務)</p> <p>第10条 協議会の庶務は、<u>都市整備部</u>において処理する。</p> <p>第11条及び第12条 略</p>

附則第3項による改正

瑞穂町商工業振興推進協議会条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第8条 略 (庶務)</p> <p>第9条 協議会の庶務は、<u>協働推進部</u>において 処理する。</p> <p>第10条及び第11条 略</p>	<p>第1条から第8条 略 (庶務)</p> <p>第9条 協議会の庶務は、<u>都市整備部</u>において 処理する。</p> <p>第10条及び第11条 略</p>